

令和7年度第1回小牧市認知症支援事業推進協議会 議事録

日 時	令和7年7月16日（水） 14時～15時10分
場 所	小牧市役所本庁舎 4階 404会議室
出席者	【委員】（名簿順） 柴山 漢人 特定医療法人晴和会 あさひが丘ホスピタル 愛知県認知症疾患医療センター 森 真理子 一般社団法人 小牧市医師会 加藤 益丈 小牧市歯科医師会 石田 幸大 小牧市薬剤師会 久留 清美 小牧市民病院 患者支援センター入退院支援室 三輪 美紀 小牧市介護支援専門員連絡協議会 岡田 江里子 北里地域包括支援センターゆうあい 山田 律雄 公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部 夏目 恵子 愛知県春日井保健所 【欠席】 大谷 修 愛知県小牧警察署 【事務局】 江口 幸全 福祉部 部長 山本 格史 福祉部 次長 平野 淳也 福祉部 地域包括ケア推進課長 西村 泰洋 福祉部 地域包括ケア推進課副主幹 澤野 萌 福祉部 地域包括ケア推進課福祉政策係 佐野 文音 福祉部 地域包括ケア推進課福祉政策係 浅野 温子 小牧市社会福祉協議会 社会福祉士
傍 聴 者	3名
事前配布資料	・ 次第 ・ 資料1 委員名簿 ・ 資料2－1 小牧市の現状について ・ 資料2－2 小牧市の認知症施策の取組状況について ・ 資料3 認知症施策推進計画について
当日配布資料	・ 資料4 配席表 ・ 資料5 小牧市認知症初期集中支援チーム活動報告
1. 開会 事務局） 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本協議会の進行役を務めます地域包括ケア推進課副主幹の西村です。よろしくお願いいたします。 協議会に先立ちまして、資料のご確認をさせていただきます。まず、事前配布資料としまして、次第、資料1委員名簿、資料2－1小牧市の現状について、資料2－2小牧市の認知症施策の取組状況について、資料3認知症施策推進計画についてとなっております。次に当日配布資料としまして、資料4配席表、資料5小牧市認知症初期集中支援チーム活動報告となります。資料5につきましては傍聴の方は個人情報が含まれている関係で、配布しておりませんの	

でご了承ください。この他にあさひが丘ホスピタルから配っていただきました「Lancet Commission の認知症に対する可変性の危険因子」という資料がございます。不足がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

本協議会は、小牧市認知症支援事業推進協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、委員の半数以上の出席が必要となります。本日は、大谷委員から欠席の連絡をいただいておりますが、委員10名中9名の方に出席いただいております、本協議会が成立していることを報告させていただきます。

本協議会は小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定により公開とさせていただいており、会議録作成のため、録音させていただいております。議題(3)「小牧市認知症初期集中支援チーム活動報告」については、令和6年度の本会議で決定したとおり、小牧市情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当する恐れがあるため、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条第2項の規定に基づき、非公開とします。なお、本日の協議会につきましては、3名の方から傍聴の申し出がありました。恐れ入りますが、本日の会議は一部非公開となりますので、議題(3)につきましては、退席をお願いします。

また、委員の交代がありましたのでご報告いたします。小牧市民病院から選出されていた小松委員につきましては久留委員に交代となっております。地域包括支援センターから選出されていた青木委員につきましては岡田委員、愛知県春日井保健所から選出されていた松本委員につきましては夏目委員、愛知県小牧警察署から選出されていた丹羽委員につきましては大谷委員に交代となっております。

それでは、江口福祉部長から挨拶をさせていただきます。

部長)

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、小牧市認知症支援事業推進協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。本年度から福祉部長を務めさせていただきます江口と申します。

さて国の方の情勢でございますが、急速な高齢化の進展に伴いまして認知症の方が増加している状況等に鑑みまして、令和5年6月に共生社会の実現を推進するための、認知症基本法が成立し、令和6年1月に施行されたところでございます。

本市におきましても、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域でともに暮らし続けることができるよう、認知症施策の円滑な実施の促進及び認知症地域支援体制の充実を目指しまして、昨年度、小牧市認知症支援事業推進協議会を発足したところでございます。

本市においてはこれまで皆様のご協力を得ながら、認知症施策の取組みを進めているところではございますが、まだまだ取り組むべき事項が多々あると考えております。この会議では、委員の皆様、それぞれの立場、ご経験を踏まえまして、活発なご意見等をお願いできればと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくします。

事務局)

続きまして、柴山会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長)

認知症基本法が2023年に国会承認されて、2024年の1月1日に施行されました。2024年12月に厚生労働省から認知症施策推進基本計画が出されています。それに従って小牧市も計画を考えておられ、今日は詳しくお話をいただく予定です。

最近の認知症に関するニュースがありましたので、皆様にご紹介したく資料をお配りしました。2024年にLancet Commissionが認知症に関する可変性の危険因子を発表しました。こ

これらの危険因子をもしクリアできれば、認知症の45%は低減できるとの報告です。この発表以前にWHOが2019年に認知機能低下と認知症のリスク低減のガイドラインを出しました。これも2017年にLancet Commissionが総論を出しており、それに従って作成されている非常に権威のあるものです。今後、おそらくWHOが2024年Lancet Commissionの報告に基づいてまた改訂されるのではないかと思います。

それからもうひとつ、最近の話題といたしましては带状疱疹ワクチンです。イギリスウェールズの高齢者数万人を対象に、带状疱疹ワクチンを接種した人としていない人を数年に渡りフォローした研究が行われました。带状疱疹ワクチンを接種した人は20%くらい認知症の発症が少なかったとのことで、2025年の科学雑誌「ネイチャー」にスタンフォード大学の方が報告しています。別のイギリスの医学雑誌にも带状疱疹のワクチンに関する報告がされています。带状疱疹は子どもの頃にかかったものが三叉神経に潜伏しており、ご本人の免疫力が落ちた時に発症します。その発症もワクチンが予防するという報告です。該当者にはなるべく接種を勧めていただく方が良いと思い紹介させていただきました。それではこの後は次第に従って進めていきます。

事務局)

ありがとうございました。それでは、以降の議事の進行につきましては、柴山会長にお願いいたします。柴山会長どうぞよろしくお願いします。

2. 議題

(1) 小牧市の認知症施策の現状について

会長)

それでは、議題に入ります。議題(1)「小牧市の認知症施策の現状について」事務局から説明をお願いします。

事務局)

それでは議題(1)の小牧市の認知症施策の現状についてご説明させていただきます。それでは資料2-1「小牧市の現状について」をご覧くださいと思います。まず認知症施策についてご説明させていただく前に小牧市の現状について説明をさせていただきます。

小牧市の要介護(要支援)認定者数は増加傾向にあります。令和6年の第1号保険者の認定率は、令和5年度に策定した小牧市地域包括ケア推進計画の推計値15.0%を0.3ポイント上回る15.3%であり、見込みよりも早く要介護(要支援)認定者が増えています。

要介護(要支援)認定者のうち、認知症高齢者数は増加傾向にあります。令和6年の要介護(要支援)認定者に占める割合は計画より1.9ポイント高い45.2%となり、認知症高齢者が急激に増加しています。

認知症の診断や治療・相談ができる医療機関は記載のとおりです。

続きまして、資料2-2「小牧市の認知症施策の取組状況について」をご覧ください。

認知症の人を支えるサービスとして、1から8のサービス等があります。

1は、「認知症サポーター養成講座」です。地域包括支援センターが中心となって、積極的に開催をしており、令和6年度は、令和5年度を上回る回数を開催することができました。令和7年度も引き続き認知症サポーター養成講座を開催していく予定です。

2の「認知症サポーターステップアップ講座」についても、地域包括支援センターが中心となって開催しており、「認知症サポーター養成講座」を受けた人を対象に、認知症の理解を深めてもらい、認知症の人やその家族を支える活動の担い手になってもらうことを目的に講座を開催しています。新たな担い手として活動する方が少ない状況であるため、新たな担い手とし

て活動される方に、参加してもらうための募集方法について検討する必要があると考えています。

3は、「認知症ケアパスの普及・活用」についてです。令和5年度に人口や認知症高齢者の推計等の改訂を行い、令和6年度は、認知症サポーター養成講座等で配布し、啓発に努めました。認知症の状態に応じた適切なサービスの利用につながるよう、引き続き認知症ケアパスの普及に取り組んでいきます。

4は、「認知症地域支援推進員の配置」についてです。医療機関や介護サービス及び地域の支援機関間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を市内に5か所ある地域包括支援センターに1名ずつ配置し、支援を行っている状況です。

5は、「認知症高齢者等あんしん補償事業」についてです。認知症等で外出時に居場所が分からなくなった際の早期発見・保護につなげるため、あらかじめ市に情報を登録していただき、「小牧市」と「番号」が印字された、光に反射する素材のシールを配布しています。光に反射するシールの他に衣服などの布にも貼ることができるシールを作成しました。ステッカー登録者のうち、希望の方に対して、外出時の居場所が分からなくなった際に起こった事故で、個人賠償請求をされた際に補償をするための「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の事業も行ってありますが、事故等による保険の利用はありませんでした。必要な方が加入できるよう、事業の周知を引き続き行っていく必要があると考えています。

6は、「認知症カフェ」についてです。新型コロナウイルス感染症の影響で、休止を継続しているカフェもございますが、令和6年度、新たに1か所の住民主体のカフェが開所し、住民主体、事業所主体合わせ、16か所運営を行っている所です。既存のカフェにつきましては継続的な開催ができるよう支援を行い、休止しているカフェに対しては、再開に向けて働きかける予定としております。

7は、「チームオレンジ」についてです。知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みとなります。現在、北里圏域におきまして、1チーム「チームオレンジきたさと」が活動しております。北里地区以外でもチームを発足できるよう認知症サポーターステップアップ講座を開催し、設立の機運を高めていく予定です。認知症地域支援推進員が中心となり、他圏域でもチームを発足できるよう支援してまいります。

8は、「認知症初期集中支援チームの設置」です。後ほど、議題（3）のところで活動報告をさせていただきます。

次に、家族介護者支援として、9の「行方不明高齢者家族支援サービス」です。以前は、GPSの機器を貸与するというサービスでしたが、個々のニーズに応えられないこともあることから、令和2年度から各自選定された機器にかかる初期費用の一部を助成する方式に変更し、令和6年度は助成を3件行いました。

目配り、見守り体制として、10と11です。

10は、「認知症見守りネットワーク」についてです。地域の人々の見守りの目を増やすことで、外出し行方不明になった方をできるだけ早期発見・保護するための取り組みとして、警察署に捜索願が出された方で、市に情報提供のあった方について、メールやFAXで行方不明情報の配信を行っています。メール配信を行う前に発見されるケースも多いため、実際の配信回数は多くないものの、行方不明になり捜索願が提出されるケースは多くなってきておりますので、引き続き登録者数を増やし、多くの目で早期発見に繋がるよう努めてまいります。なお、登録者数が減少している理由としましては、現在利用されていない登録メールを削除したこと

によるものであります。

11は「高齢者等見守りネットワーク」についてです。孤独死や虐待などを重大化する前に発見して、適切な支援につなぎ、発生を未然に防止することを目的として、市内のライフライン事業者や新聞配達店など、普段家庭訪問の機会が多い事業者と見守りに関する協定を締結し、令和6年度末現在、173事業所と協定を締結しています。引き続き、協力していただける事業者の増加を図ってまいりたいと考えています。

予防として、12から14です。

12は「みんなの認知症予防ゲーム」についてです。認知症予防の実施と啓発を目的としたみんなの認知症予防ゲームの普及啓発、活動支援を行っています。認知症の方が増加している中、認知症予防は重要であり、普及啓発に努めてまいります。

13は「こまき山体操」についてです。小牧市版介護予防体操「こまき山体操」が地域の拠点で実施されるよう普及啓発活動を行います。介護予防の促進のため、介護予防のボランティアであるこまき介護予防リーダー養成研修の実施や既存の拠点に対し、交流会の実施やリハビリテーション専門職等による活動支援を行います。

14は「ふれあい・いきいきサロン」です。介護予防に資する住民主体の通いの場であるふれあい・いきいきサロンについて、活動支援を行います。地域支え合い推進員などと連携し担い手への支援を行います。また、参加者の拡大及び新たな担い手を発掘するため、サロン活動の周知を図ります。

議題（1）については以上です。よろしくお願いします。

会長）

今のご説明に対し、ご質問やご意見はございますでしょうか。

夏目委員）

資料の中で、認知症の予防から発症した後のケアまで、幅広くしっかりやられていることがよく分かりました。私たちも認知症の方に接した時にはこのような資源を活用させていただきたいと思ったところです。1点質問です。高齢者見守りネットワークで173件の事業者と協定を結んでおられるということですが、事業者さんから何件くらい連絡があるのか教えてください。

事務局）

認知症見守りネットワークということで各事業者と協定を締結しておりますが、昨年度については連絡はありませんでした。平成26年度に協定締結し徐々に事業者を増やしておりますが、最近では締結事業者が増えていない状況です。専用の電話番号を設けさせていただいておりますが、改めて事業者にも周知を図っていきたいと考えております。

岡田委員）

認知症見守りネットワークですが、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と協定を結んでいる事業者に地域包括支援センターから出向いて御挨拶に行っております。その関係で、地域包括支援センターとネットワークがあります。例えばヤクルトさん、新聞配達、牛乳の販売店から直接地域包括支援センターにご連絡をいただくことがあります。事業者からの連絡の実数把握はできていないと思いますが、実際にネットワークができていることを地域包括支援センターから報告させていただきます。

（2）認知症施策推進計画について

会長）

では、続きまして、議題（2）認知症施策推進計画について事務局から説明をお願いします。

事務局)

資料3「認知症施策推進計画について」をご覧ください。

これまで、認知症施策は令和元年に閣議決定された認知症施策推進大綱に基づき認知症施策を推進してまいりました。

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ施策を推進していくこととなりました。

法は認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である共生社会の実現の推進を目的としております。法において、国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施責務を有するとされています。政府は認知症基本計画を策定、都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画、市町村計画を策定するよう努めなければならないと記載されています。また、策定に当たっては他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないと定められているほか、計画の案を作成しようとするときはあらかじめ認知症の人及び家族等の意見を聞くよう努めなければならないとされています。

愛知県は、法に基づきあいちオレンジタウン推進計画を策定され、推進されています。

本市では、現在、認知症施策について小牧市地域包括ケア推進計画の中で示し、施策を推進しているところです。市町村計画については、国及び愛知県において計画が策定されたもので、その計画内容を踏まえ、策定を進めていきたいと考えております。

つきましては、計画策定を進めるうえで、委員の皆様方からご意見をいただければと考えています。議題(2)については以上です。よろしくお願いします。

会長)

ありがとうございました。この件につきまして、ご意見ございますでしょうか。

新しい認知症基本法を踏まえた基本計画に関しては、今までのご本人やご家族の視点を重視して対応するということからさらに1歩踏み込んで、認知症ご本人とご家族を参画させて計画策定から実施まですることとされています。その辺は改定されているので、ご理解いただけたらと思います。それでは次の議題に入りたいと思います。

(3) 小牧市認知症初期集中支援チーム活動報告

小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条第2項で規定する小牧市情報公開条例第7条第2号(特定の個人を識別することができるもの等)を審議するため、非公開。

3. その他

事務局)

それでは最後にその他としてお願いがございます。本日の議事録につきましては作成次第、各委員の皆様方に内容確認をさせていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

4. 閉会

事務局)

ありがとうございました。これにて予定されていた議題は以上となります。

それでは本日は長時間にわたり、どうも皆様ありがとうございました。

これをもちまして令和7年度第1回小牧市認知症支援事業推進協議会を終了させていただきます。

す。交通事故にお気をつけてお帰りいただくようよろしくお願い申し上げます。